

9.6 土 壤

9.6 土 壤

(1) 調 査

1) 調査内容

① 土壌の状況

工事中の造成等の工事、供用後の施設の稼働に伴う土壌への影響を予測・評価するため、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)に溶出基準が定められている28項目及びダイオキシン類を調査した。

なお、農用地についてのみ環境基準が定められている銅については、計画地が農用地ではないことから調査項目から除いた。

② その他の予測・評価に必要な事項

計画地の土地利用の履歴を調査した。

2) 調査方法

① 土壌の状況

(ア) 既存資料調査

計画地を含む彩の国資源循環工場では、当該工場整備に係る造成事業や建設事業に着手する前に埼玉県環境影響評価条例(以下「県条例」という。)に基づく環境影響評価手続きが行われており、「彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業に係る環境影響評価書」(平成15年12月、埼玉県)によると、当該工場予定地内において、平成14年10月30日に土壌の状況の調査が行われている。このため、既存資料調査は、上記評価書における土壌の調査結果を整理するとともに、上記の調査以降から現在に至るまでの間の計画地における土壌の調査状況を確認する方法とした。

(イ) 現地調査

土壌の調査方法は、「土壌汚染に係る環境基準について」及び「ダイオキシン類による大気中のダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)に定められる方法とした。

② その他の予測・評価に必要な事項

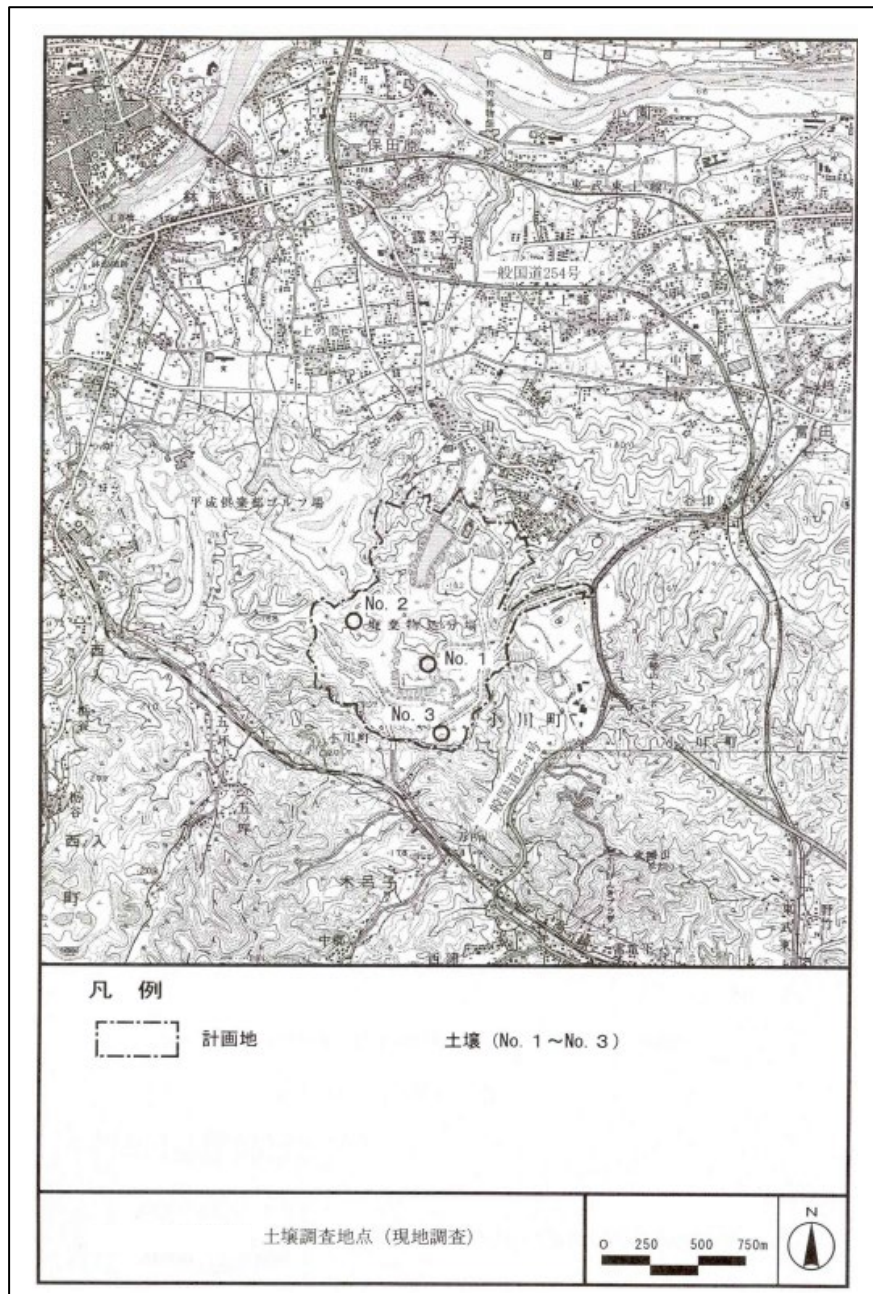
前述のとおり、計画地を含む彩の国資源循環工場では、当該工場整備に係る造成事業や建設事業に着手する前に県条例に基づく環境影響評価手続きが行われており、環境影響評価手続きの終了後に造成工事が行われ、造成工事終了後に計画地において現在稼働中の既存施設の建設工事を行い、現在に至っている。このため、計画地の土地利用の履歴については、「彩の国資源循環工場整備事業に係る環境影響評価書」(平成15年8月、埼玉県)等により、計画地における造成前の土地利用の状況や造成の状況を整理する方法とした。

3) 調査地域・調査地点

① 土壌の状況

(ア) 既存資料調査

既存資料調査の調査地点は、図 9.6-1 に示すとおりである。調査は、計画地を含む彩の国資源循環工場整備予定地内の 3 地点（表層土を対象）で行われており、このうち、No.2 が本計画地内に位置している。なお、既存資料として利用した「彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業に係る環境影響評価書」によると、3 地点の調査はいずれも造成事業に係る切土予定範囲内で行われている。



注) 彩の国資源循環工場整備に係る造成事業や建設事業に着手する前の平成 14 年 10 月 30 日に行われた土壌の調査地点である。3 地点とも造成事業に係る切土予定範囲内で行われている。

資料: 「彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業に係る環境影響評価書」(平成 15 年 12 月、埼玉県)

図 9.6-1 土壌の状況の調査地点 (既存資料調査)

(イ) 現地調査

現地調査の調査地点は図 9.6-2 に示すとおり、計画地内の 7 地点（表層土を対象）とした。

調査地点は、工事に伴い掘削を行う場所かつ現時点で調査ができる場所を選定しており、選定理由は以下のとおりである。

No.1～3：掘削を行う建替用地付近であるため選定

No.4：既存施設及び計画施設のごみピット付近であるため選定

No.5：掘削を行う増設用地付近であるため選定

No.6, 7：敷地北東側及び北側の対照地点として選定

② その他の予測・評価に必要な事項

計画地の土地利用の履歴の調査地域は、計画地内とした。

4) 調査期間

① 土壌の状況

(ア) 既存資料調査

既存資料調査の調査期間は、「彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業に係る環境影響評価書」による調査時期（平成 14 年 10 月 30 日）から現在に至るまでの期間とした。

(イ) 現地調査

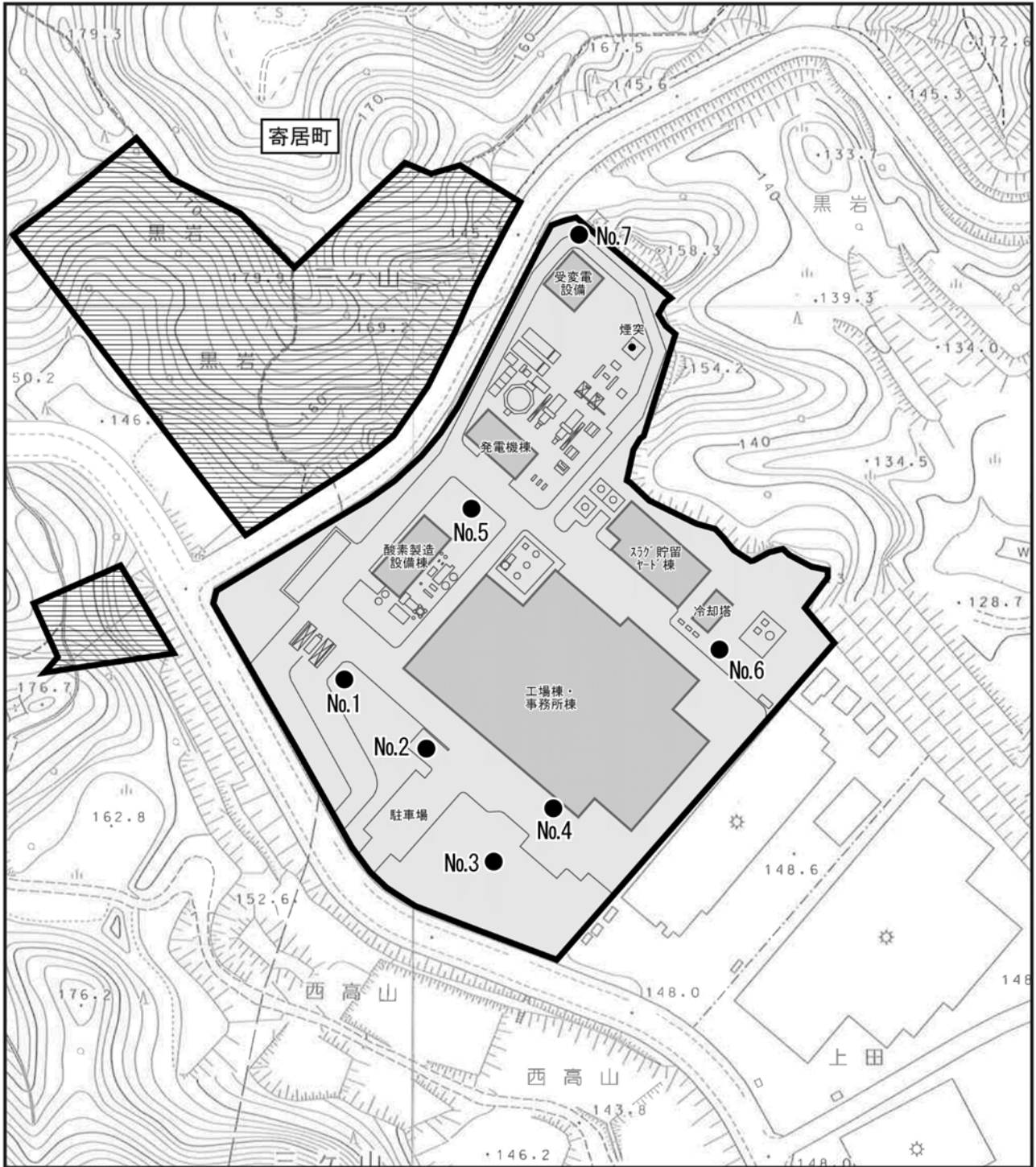
現地調査の調査期間は、表 9.6-1 に示すとおりである。

表 9.6-1 土壌の状況の調査期間

調査項目	調査期間
土壌の状況	令和 2 年 11 月 16 日（月）

② その他の予測・評価に必要な事項

計画地の土地利用の履歴の調査期間は、彩の国資源循環工場に係る造成事業の着手前（「彩の国資源循環工場整備事業に係る環境影響評価書」の提出時期である平成 15 年 8 月）から現在に至るまでの期間とした。



この地図は「寄居町都市計画基本図」（平成19年8月）を使用して作成したものである。

<p>凡例</p>		<p>● 土壌汚染現地調査地点 (No.1～No.7)</p>	<p>N ↑ S = 1/2,500 0 25 50 75m</p>
<p>□ 計画地</p>	<p>▨ 緩衝緑地</p>		
<p>■ 通路・駐車場等</p>	<p>● 煙突</p>		

図 9.6-2 土壌の状況の調査地点（現地調査）

5) 調査結果

① 土壌の状況

(ア) 既存資料調査

土壌の状況の既存資料調査結果は、表 9.6-2 に示すとおりである。

彩の国資源循環工場として造成が行われる前の土壌の状況の調査結果は、計画地内に位置するNo.2を含め、すべての地点・項目において環境基準（当時）を満たしていた。

表 9.6-2 土壌の状況の既存資料調査結果

地 点	No. 1	No. 2	No. 3	環境基準
カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下、かつ農用地では米 1kg につき 1mg 未満
全シアン	<0.01	<0.01	<0.01	検液中に検出されないこと
有機燐	<0.1	<0.1	<0.1	検液中に検出されないこと
鉛	0.001	0.002	0.002	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下
六価クロム	<0.005	<0.005	<0.005	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下
砒素	<0.001	<0.001	<0.001	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下、かつ農用地（水田）で土壌 1kg につき 15mg 未満
総水銀	<0.00005	<0.00005	<0.00005	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検液中に検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検液中に検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	検液 1ℓにつき 1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	<0.003	<0.003	<0.003	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下
ふっ素	<0.08	<0.08	<0.08	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下
ほう素	<0.1	<0.1	<0.1	検液 1ℓにつき 1mg 以下
ダイオキシン類	4.8	18	18	1,000pg-TEQ/g 以下

注) 単位はダイオキシン類が pg-TEQ/g、それ以外は mg/ℓである。

注1) 彩の国資源循環工場整備に係る造成事業や建設事業に着手する前の平成14年10月30日に行われた土壌の調査結果である。3地点とも造成事業に係る切土予定範囲内で行われており、No.2は計画地内に位置する調査地点である。

注2) 環境基準は当時のものである。

資料：「彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業に係る環境影響評価書」（平成 15 年 12 月、埼玉県）

(イ) 現地調査

土壌の状況の現地調査結果は、表 9.6-3(1)～(2)に示すとおりである。

土壌の状況の調査結果は、すべての地点・項目において環境基準を満たしていた。

表 9.6-3(1) 土壌の状況の現地調査結果

調査項目	調査地点 No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	環境基準
カドミウム(mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下 [※]
全シアン(mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
有機燐(mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム(mg/l)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05 以下
砒素(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀(mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀(mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
P C B (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン(mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロタン(mg/l)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン(mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン(mg/l)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン(mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン(mg/l)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン(mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.03 以下 [※]
テトラクロロエチレン(mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム(mg/l)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン(mg/l)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ(mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン(mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン(mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
ふっ素(mg/l)	0.19	0.22	<0.08	0.41	<0.08	0.11	<0.08	0.8 以下
ほう素(mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,4-ジオキササン(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

※令和3年4月1日より、カドミウムの環境基準は 0.01mg/l から 0.003mg/l に、トリクロロエチレンの環境基準は 0.03mg/l から 0.01mg/l に改正された。

注) 調査時期：令和2年11月16日(月)

表 9.6-3(2) 土壌の状況の現地調査結果

調査項目	調査地点	調査結果		環境基準
ダイオキシン類	No. 1	実測濃度 (pg/g)	550	-
		毒性等量 (pg-TEQ/g)	1.9	年平均値 1,000pg-TEQ/g 以下
	No. 2	実測濃度 (pg/g)	970	-
		毒性等量 (pg-TEQ/g)	3.3	年平均値 1,000pg-TEQ/g 以下
	No. 3	実測濃度 (pg/g)	490	-
		毒性等量 (pg-TEQ/g)	3.2	年平均値 1,000pg-TEQ/g 以下
	No. 4	実測濃度 (pg/g)	1,900	-
		毒性等量 (pg-TEQ/g)	7.5	年平均値 1,000pg-TEQ/g 以下
	No. 5	実測濃度 (pg/g)	200	-
		毒性等量 (pg-TEQ/g)	1.9	年平均値 1,000pg-TEQ/g 以下
	No. 6	実測濃度 (pg/g)	690	-
		毒性等量 (pg-TEQ/g)	6.1	年平均値 1,000pg-TEQ/g 以下
	No. 7	実測濃度 (pg/g)	170	-
		毒性等量 (pg-TEQ/g)	1.3	年平均値 1,000pg-TEQ/g 以下

注) 調査時期：令和2年11月16日(月)

② その他の予測・評価に必要な事項

計画地の土地利用の履歴について、調査期間とした彩の国資源循環工場に係る造成事業の着手前（「彩の国資源循環工場整備事業に係る環境影響評価書」の提出時期である平成15年8月）から現在に至るまでの期間の調査結果は、表9.6-4に示すとおりである。

平成12年の空中写真によると、計画地は埼玉県環境整備センター内にあるが、主に山林となっており、廃棄物が埋立処分されている土地には該当していない。その後、平成15年9月から計画地を含む彩の国資源循環工場用地の造成工事が順次行われ、計画地では、平成16年4月より造成後の用地において現在稼働中の既存施設の建設工事に着手し、平成18年2月に竣工した。その後、平成18年3月より計画地の既存施設での廃棄物の受け入れを開始し、施設を稼働しながら現在に至っている。

計画地は埼玉県環境整備センター内において彩の国資源循環工場用地の造成工事により整備された土地であるが、造成工事の着手前においては主に山林であり、埼玉県環境整備センター内の廃棄物が埋立処分されている土地に該当していない。また、表9.6-2に示したとおり、平成14年10月に実施された計画地内に位置する調査地点における土壌の調査結果は、すべての項目で環境基準（当時）を満たしている。その後の造成工事や建設工事でも土壌汚染の可能性を示すような情報等もないことから、土地由来の土壌汚染はないと考えられる。

表 9.6-4 計画地の土地利用の履歴の調査結果

年月	情報	資料
平成12年	計画地は埼玉県の廃棄物処分場である埼玉県環境整備センターの敷地内に位置し、主に山林となっている。	国土地理院空中写真（2000年撮影）
平成15年8月	計画地は埼玉県の廃棄物処分場である埼玉県環境整備センターの敷地内に位置しているが、廃棄物が埋立処分されている土地には該当していない。	彩の国資源循環工場整備事業に係る環境影響評価書（平成15年8月）
平成15年9月～平成17年3月	計画地を含む彩の国資源循環工場用地の造成工事が順次行われた。	彩の国資源循環工場整備事業に係る事後調査書（平成20年11月）
平成16年4月～平成18年2月	造成後の用地において、計画地の既存施設（サーマルリサイクル施設）の建設工事を行った。	当社ホームページ 彩の国資源循環工場ホームページ
平成18年3月～令和4年12月現在	計画地の既存施設（サーマルリサイクル施設）での廃棄物の受入を開始し、施設を稼働しながら現在に至っている。	当社ホームページ

(2) 予 測

1) 造成等の工事に伴う土壌への影響

① 予測内容

造成等の工事に伴う土壌汚染拡散の可能性及びその程度を予測した。

② 予測地域・地点

掘削等の工事を行う区域とした。

③ 予測対象時期

造成等の工事による土壌への影響が最大となる時期とし、掘削工事に伴い建設発生土が排出される期間とした。

④ 予測方法

既存資料調査結果並びに、工事計画及び現地調査結果を基にして、造成等の工事に際して行う環境保全措置を明らかにすることにより、定性的に予測した。

⑤ 予測結果

既存資料調査結果によると、計画地は埼玉県環境整備センター内において彩の国資源循環工場用地の造成工事により整備された土地であるが、造成工事の着手前においては主に山林であり、埼玉県環境整備センター内の廃棄物が埋立処分されている土地に該当していない。また、表 9.6-2 に示したとおり、平成 14 年 10 月に実施された計画地内に位置する調査地点における土壌の調査結果は、すべての項目で環境基準（当時）を満たしている。その後の造成工事や建設工事でも土壌汚染の可能性を示すような情報等もないことから、土地由来の土壌汚染はないと考えられる。

また、計画地内における土壌の状況の現地調査結果は表 9.6-2(1)～(2)に示したとおり、工事に伴い掘削を行う場所付近に設定した調査地点（No.1～3：建替用地付近、No.5：増設用地付近）のすべての項目で環境基準を満たしている。

建替工事や増設工事を行う範囲や既存施設が立地している範囲は、今後土地の改変や形質の変更を行う前に、「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき調査を実施し、「土壌汚染対策法」に基づく指定基準、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を超えていると認められた場合は、造成等の工事に際し、土壌汚染が拡散することのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。

したがって、造成等の工事に伴い、計画地周辺に環境基準を超える土壌汚染が拡散することはないと予測する。

2) 施設の稼働に伴う土壌への影響

① 予測内容

施設の稼働に伴う有害物質（ダイオキシン類、水銀）の排出による土壌汚染の可能性及びその程度を予測した。

② 予測地域・地点

計画地及びその周辺とした。

③ 予測対象時期

計画施設の供用後（計画施設増設工事の完了後）において、施設の稼働が定常状態となる時期とした。

④ 予測方法

事業計画や施設の稼働に伴う大気質の予測結果を考慮して、計画地周辺の土壌への影響について定性的に予測を行った。

⑤ 予測結果

計画施設の最下階となる構造物については堅牢な構造とし、有害物質の漏出対策を講じる。灰等の運搬にあたっては、一般環境中に灰等を飛散させないように、灰等の飛散や流出防止対策を施した運搬車両を使用するとともに、局所集じん等の飛散防止措置を施した上で灰等を積み込む。さらに、プラント排水については、排水の性状に合わせ、腐食しない材質の配管を使用する。クローズド・システムで運用するとともに、排出ガス中のダイオキシン類、水銀については既存施設と同等の基準値を設定し、その基準値以下の濃度に処理して排出する。

また、施設の稼働（煙突からの排出ガスの拡散）に伴う大気質の予測結果（ダイオキシン類、水銀）は、最大着地濃度出現地点及び計画地周辺に分布する集落付近の代表地点（4地点）において環境基準値（ダイオキシン類）や指針値（水銀）を下回ると予測する（「1大気質」(p. 9. 1-115～116 参照)）。

加えて、計画地内の既存施設は平成 18 年（2006 年）に竣工し、15 年以上稼働しているが、既存施設が長期にわたり稼働している状況下においても、計画地内に設定した調査地点（No.1～7）では、土壌中のダイオキシン類及び水銀を含むすべての項目で環境基準を満たしている（表 9. 6-2(1)～(2) 参照）。

したがって、施設の稼働に伴い構造物からの漏出や灰等の飛散はないことから、計画地周辺に環境基準を超える土壌汚染を引き起こすことはなく、また、施設の稼働（排出ガスの拡散）に伴うダイオキシン類及び水銀の予測結果は環境基準値や指針値を下回り、加えて、既存施設が 15 年以上稼働している状況下においても計画地内で土壌汚染は確認されていないことを踏まえると、本事業により計画地周辺における土壌中のダイオキシン類及び水銀の濃度を著しく悪化させることはないかと予測する。

(3) 評価

1) 評価方法

① 回避・低減の観点

造成等の工事及び施設の稼働に伴う土壌への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにした。

② 基準・目標等との整合の観点

土壌の予測結果が、表 9.6-5 に示す整合を図るべき基準等と整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 9.6-5 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
造成等の工事に伴う土壌への影響	・「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月、環境庁告示46号）、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年、環境庁告示第68号）を満足すること。
施設の稼働に伴う土壌への影響	・「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月、環境庁告示46号）、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年、環境庁告示第68号）を満足すること。 ・計画地及びその周辺の土壌を著しく悪化させないこと。

2) 評価結果

① 回避・低減の観点

造成等の工事及び施設の稼働に伴う土壌への影響が考えられるが、表 9.6-6 に示す環境の保全のための措置を講じることで、周辺環境への影響の低減に努める。

したがって、造成等の工事及び施設の稼働に伴う土壌への影響は、事業者により実行可能な範囲内のできる限り低減されていると評価する。

表 9.6-6 環境保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	選定した環境の保全のための措置	措置の区分
造成等の工事	土壌への影響	土壌汚染の拡散抑制	<ul style="list-style-type: none"> 建替工事や増設工事を行う範囲や既存施設が立地している範囲は、今後土地の改変や形質の変更を行う前に「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき調査を実施し、「土壌汚染対策法」に基づく指定基準、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を超えていると認められた場合は、造成等の工事に際し、土壌汚染が拡散することのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。 	低減
施設の稼働	土壌への影響	有害物質の漏出・飛散抑制	<ul style="list-style-type: none"> 計画施設の最下階となる構造物については堅牢な構造とし、有害物質の漏出対策を講じる。灰等の運搬にあたっては、灰等の飛散や流出防止対策を施した運搬車両を使用する。 一般環境中に灰等が飛散させないよう、局所集じん等の飛散防止措置を施した上で灰等を積み込む。 	低減
		有害物質の漏水抑制	<ul style="list-style-type: none"> プラント排水は、クローズド・システムで運用する。 排水の性状に合わせ、腐食しない材質の配管を使用する。 	低減
		有害物質の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 排出ガス中のダイオキシン類、水銀については既存施設と同等の基準値を設定し、その基準値以下の濃度に処理して排出する。 	低減

② 基準・目標等との整合の観点

(ア) 造成等の工事に伴う土壌への影響

既存資料調査結果によると、計画地は埼玉県環境整備センター内において彩の国資源循環工場用地の造成工事により整備された土地であるが、造成工事の着手前においては主に山林であり、埼玉県環境整備センター内の廃棄物が埋立処分されている土地に該当していない。また、平成 14 年 10 月に実施された計画地内に位置する調査地点における土壌の調査結果は、すべての項目で環境基準（当時）を満たしている。その後の造成工事や建設工事でも土壌汚染の可能性を示すような情報等もないことから、土地由来の土壌汚染はないと考えられる。

また、計画地内における土壌の状況の現地調査結果は、工事に伴い掘削を行う場所付近に設定した調査地点（No.1～3：建替用地付近、No.5：増設用地付近）のすべての項目で環境基準を満たしている。

建替工事や増設工事を行う範囲や既存施設が立地している範囲は、今後土地の改変や形質の変更を行う前に、「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき調査を実施し、「土壌汚染対策法」に基づく指定基準、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を超えていると認められた場合は、造成等の工事に際し、土壌汚染が拡散することのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。

したがって、造成等の工事に伴い、計画地周辺に環境基準を超える土壌汚染が拡散することはないと予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られていると評価する。

(イ) 施設の稼働に伴う土壌への影響

計画施設の最下階となる構造物については堅牢な構造とし、有害物質の漏出対策を講じる。灰等の運搬にあたっては、一般環境中に灰等が飛散させないように、灰等の飛散や流出対策を施した運搬車両を使用するとともに、局所集じん等の飛散防止措置を施した上で積み込む。さらに、プラント排水については、排水の性状に合わせ、腐食しない材質の配管を使用する。クローズド・システムで運用するするとともに、排出ガス中のダイオキシン類、水銀については既存施設と同等の基準値を設定し、その基準値以下の濃度に処理して排出する。

また、施設の稼働に伴う大気質の予測結果（ダイオキシン類、水銀）は、最大着地濃度出現地点及び計画地周辺に分布する集落付近の代表地点（4地点）において環境基準値（ダイオキシン類）や指針値（水銀）を下回ると予測する。

加えて、計画地内の既存施設は平成18年（2006年）に竣工し、15年以上稼働しているが、既存施設が長期にわたり稼働している状況下においても、計画地内に設定した調査地点（No.1～7）では、土壌中のダイオキシン類及び水銀を含むすべての項目で環境基準を満たしている。

したがって、施設の稼働に伴い構造物からの漏出や灰等の飛散はないことから、計画地周辺に環境基準を超える土壌汚染を引き起こすことはなく、また、施設の稼働（排出ガスの拡散）に伴うダイオキシン類及び水銀の予測結果は環境基準値や指針値を下回り、加えて、既存施設が15年以上稼働している状況下においても計画地内で土壌汚染は確認されていないことを踏まえると、本事業により計画地周辺における土壌中のダイオキシン類及び水銀の濃度を著しく悪化させることはないと予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られていると評価する。